

道路の路肩や法面への 除草剤使用について

道路の路肩や法面に除草剤を使用しますと、土が崩れるだけでなく、道路の舗装を傷める原因にもなります。そのため、舗装面が狭くなり通行車両の事故にもつながります。

近年、このような作業による法面崩壊箇所が大変多くなっていますので、道路や河川の施設管理の観点から、法面での除草剤の散布を控えていただきますようお願いします。

安全な道路の延命と美しい道路環境を守るため、**道路の路肩や法面には除草剤を使用しない**ようご協力をお願いいたします。



除草剤を使用していない路肩



除草剤を使用している路肩

担当：御前崎市維持管理課

連絡先：0537 - 85 - 1124